

# 第7章 計画推進に向けた体制と方法

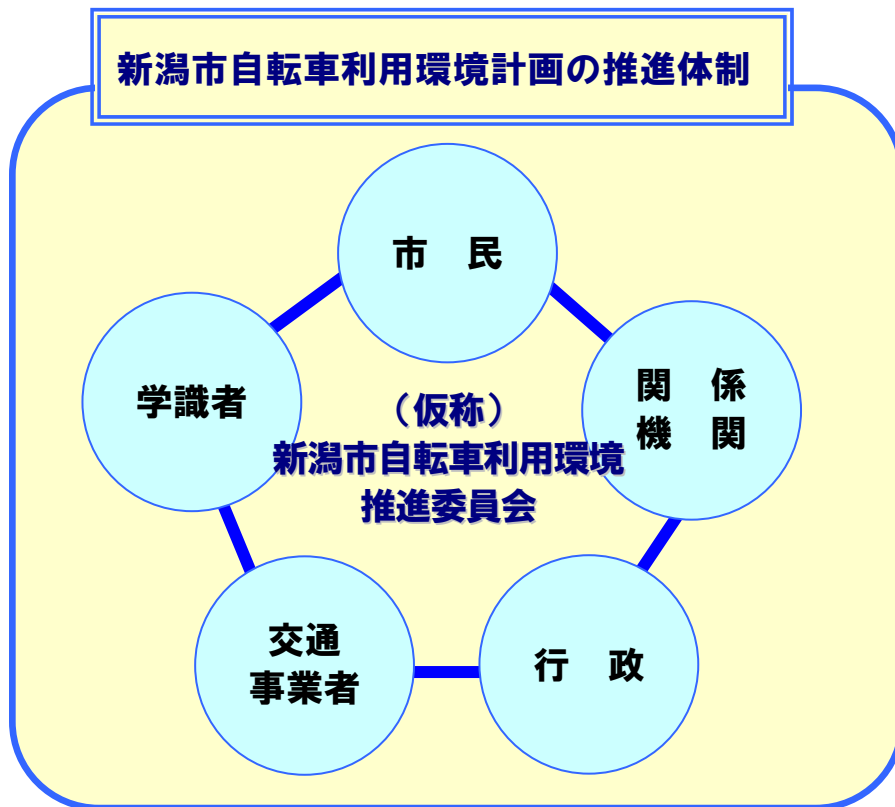
## (1) 取り組み体制について

計画の実施主体は新潟市であるが、計画内容が具体的に推進するように、計画ごとに連携・協力団体を設定し、取り組みを実施していく体制とする。

		新潟市自転車利用環境計画	
		対策項目	連携・協力団体
新潟市自転車利用環境計画	走行計画	① 道路整備による走行空間の確保 ② 注意喚起看板による安全性の確保	国、県 国、県
	駐輪計画	① 駐輪場への誘導 ② 道路上や空き空間を有効活用した駐輪場整備 ③ 空き店舗を有効活用した駐輪場整備 ④ 民間自動車駐車を有効活用した駐輪場整備 ⑤ 駐輪場の収容台数の増加 ⑥ 大規模駐輪場の整備 ⑦ 地下空間を有効活用した駐輪場の整備	ボランティア 民間 民間 民間 ー 交通事業者 民間、国
	放置対策	① 放置禁止区域の拡大 ② 「自転車等駐車場の附置等に関する条例」の改正 ③ ニックネーム入りナンバープレート添付の運動 ④ 撤去の強化 ⑤ 自転車等放置防止条例の改正 ⑥ 撤去自転車リサイクル ⑦ レンタサイクル（シェアリング） ⑧ 大学内レンタサイクル（シェアリング） ⑨ 大学の卒業生から新生へへの自転車の譲受け ⑩ 放置禁止区域における駐輪場の有料化	警察 ー 大学、高校、NPO 警察 ー 市内自転車店 民間 大学、民間企業 大学、自転車業者 民間
	啓発活動計画	① 注意喚起看板の設置 ② 啓発ボランティア活動 ③ 交通安全教室（学校、自治会、街頭） ④ ワークショップの開催 ⑤ 各種イベントと合わせた啓発活動 ⑥ 公共施設や店舗にマナー向上のポスターを掲示 ⑦ 自転車免許の交付 ⑧ 歩道上や駐輪場でのやさしい声かけ ⑨ ツーロックキャンペーン ⑩ マナーコンクール ⑪ 小中学生による放置自転車整理体験 ⑫ シンポジウム ⑬ 仮自転車専用道の設置 ⑭ ノーマイカーデー、サイクル&ライド ⑮ 自転車通勤奨励制度 ⑯ レンタサイクル	ー 住民団体、商店街、NPO 警察 警察、住民団体、NPO 住民団体、NPO、サイクリング協会 小・中学校、警察 警察 商店街、高校、中学校 警察 警察、高校 警察 NPO 警察 国、県、各企業 各企業 民間

## (2)計画の推進体制

「新潟市自転車利用環境計画」の推進は、市民、学識者、交通管理者、関係機関、行政からなる「(仮称)新潟市自転車利用環境推進委員会」が中心となり、毎年度もしくは、一定期間ごとに計画の進捗状況や評価指標における効果等を把握し、計画内容の改善や施策の重点化を図りながら、継続的に計画を推進していくものとする。



### (3)計画の評価

#### 1)計画評価のサイクル

本計画の内容は、10 年という計画期間の中で、社会情勢等の変化も踏まえて将来的にも合致するとは言えない。長期の取り組み期間となる本計画を計画的に推進し、計画の見直し等の対応を図るためには、取り組みをしっかりと行った上で、その結果について検証し、本計画の目的が達成されるよう、絶えず修正や改善を行っていく必要がある。

本計画の検証方法として、下記のようにPDCAサイクルを導入し、「(仮称)新潟市自転車利用環境推進委員会」により、確実な進捗管理を行い、継続的な計画の推進を図る。

#### 【施策のPDCAサイクル】

